

特定粉じん排出等作業実施届出書について(大気汚染防止法)

●届出対象工事

対象：飛散性アスベスト(※)を除去等する解体及び改修工事

△飛散性アスベストのうち、配管エルボの生け捕りなど非石綿部で切断撤去する解体及び改修工事では特定粉じん排出等作業実施届出書は不要ですが、特定工作物解体等工事実施届が必要となります。
(※)飛散性アスベスト・・・吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材

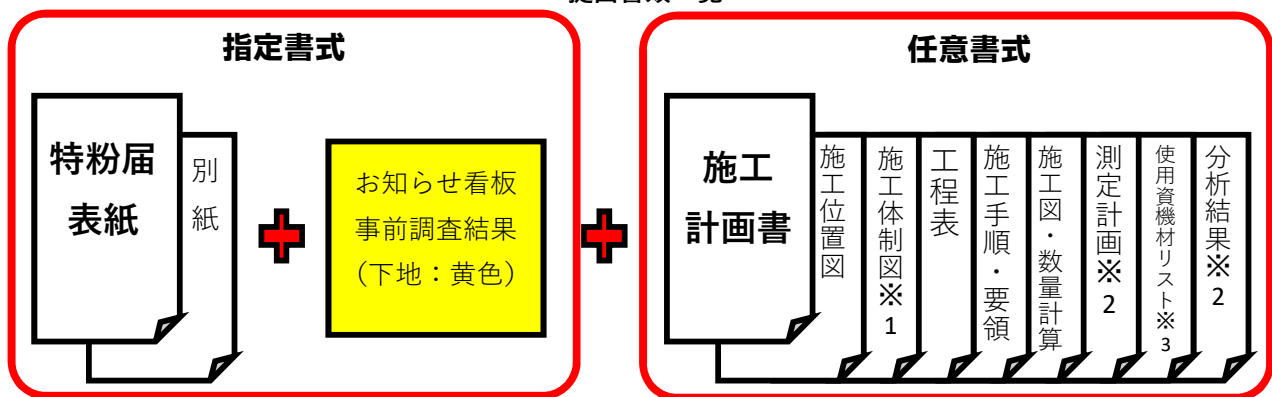
●届出の提出について

- ㊦ 届出は石綿含有建材除去等作業着手（準備工除く）の**15日前**までに発注者が提出してください。
なお、発注者からの委任状が添付されている場合は、委任された者による提出でも受付します。
- ㊧ 届出は正副合せて**2部**提出し、受付後に副本を返却します。
- ㊨ 届出の提出方法は窓口のみであり、**郵送および電子での受付は行っておりません。**
- ㊩ 作業終了後、完了報告書のご提出をお願いいたします。

●届出の提出書類について

- ㊰ 特定粉じん排出等作業実施届出書（特粉届）の添付資料は下図のとおりです。
- ㊱ 指定書式は「**チェックリスト**」からダウンロードすることができます。
- ㊲ 提出する届出書にメールアドレスの記載があれば、押印がなくても手続きができます。

提出書類一覧



- ※1 産業廃棄物の運搬業者・最終処分先を明記してください。許可書の添付は不要です。
- ※2 分析結果及び測定計画はある場合のみ添付してください。
- ※3 カタログは不要です。
- ※4 添付書類はなるべくA4（両面印刷）で紙の削減に努めてください。
- ※5 届出提出時に事前調査実施者の「建築物石綿含有建材調査者 等」の【資格証の提示】または【資格証の写しを届出書に添付】して下さい。

●完了報告書について

作業終了後、「完了報告書」の提出をお願いします

- ㊳ 完了報告書の必要書類は下図のとおりです。
→必要書類：報告書表紙（指定様式5）、施工写真（施工前・中・後）、測定結果（実施していた場合）
- ㊴ 特粉届にて委任状を添付されていた場合は、完了報告書の届出者は委任された者でも構いません。
- ㊵ 指定書式は「**チェックリスト**」からダウンロードすることができます。
- ㊶ 提出締切はございませんが、必要書類が揃い次第のご提出をお願いします。

●お問い合わせ先

※届出の提出やその他ご不明な点がございましたら下記窓口にお問い合わせください。

窓口：西宮市 環境局 環境総括室 **環境保全課**

住所：兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁舎8階

TEL：0798-35-3802